

四半期報告書

(第6期第3四半期)

自 平成22年10月1日

至 平成22年12月31日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

(E03606)

第6期第3四半期（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

目 次

頁

四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
2 【株価の推移】	37
3 【役員等の状況】	38
第5 【経理の状況】	39
1 【四半期連結財務諸表】	40
2 【その他】	68
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	73

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第6期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永 易 克 典

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 石 井 学

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 石 井 学

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
		第3四半期連結 累計期間	第3四半期連結 累計期間	第3四半期連結 会計期間	第3四半期連結 会計期間	平成21年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日)	(自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日)	(自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)
経常収益	百万円	3,774,914	3,490,055	1,156,480	1,120,576	5,040,282
経常利益	百万円	356,029	836,153	122,982	294,099	545,697
四半期純利益	百万円	217,068	551,829	76,119	195,053	—
当期純利益	百万円	—	—	—	—	388,734
純資産額	百万円	—	—	10,925,963	11,272,178	11,299,459
総資産額	百万円	—	—	201,236,294	202,642,327	204,106,939
1株当たり純資産額	円	—	—	584.15	615.54	612.05
1株当たり 四半期純利益金額	円	17.47	38.38	6.38	13.79	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	29.56
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	17.46	38.30	6.37	13.77	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	29.54
自己資本比率	%	—	—	4.42	4.48	4.55
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,808,844	3,817,879	—	—	14,601,067
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△6,314,291	△3,456,097	—	—	△15,625,731
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,184,288	△918,725	—	—	1,102,334
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	—	—	3,686,935	3,430,015	4,110,281
従業員数	人	—	—	84,989	85,538	84,266

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純利益金額等」の「① 損益計算書」にもとづいて掲出しております。

なお、第3四半期連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「③ 1株当たり四半期純利益金額等」に記載しております。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社234社(うち連結子会社233社、持分法適用の非連結子会社1社)及び関連会社66社(うち持分法適用関連会社65社、持分法非適用関連会社1社)で構成され、銀行業務を中心に、信託銀行業務、証券業務、クレジットカード・貸金業務、リース業務、その他業務を行っております。

当社は、当社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はございません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	[85,538 28,400]
---------	----------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託 7,215人及び臨時従業員28,000人を含んでおりません。
2 [] 内に当第3四半期連結会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。
3 臨時従業員数は、派遣社員を含み、期末人数・平均人数ともに、百人未満を四捨五入して記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	1,002
---------	-------

- (注) 1 当社従業員は、海外の現地採用者及び㈱三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行㈱、三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱並びに三菱UFJ投信㈱からの出向者であります。
2 従業員数には臨時従業員19人を含んでおりません。
3 従業員数には執行役員45人を含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の性格上、該当する情報がないため記載していません。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書および当事業年度第1四半期報告書、第2四半期報告書に記載した「事業等のリスク」について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事項または重要な変更として当社が認識しているものは以下の通りです。当該新たな事項または重要な変更事項については、下線で示しております。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本四半期報告書提出日現在において判断したものです。

なお、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応するものです。

19. 自己資本比率に関するリスク

(2) 新規制

バーゼル銀行監督委員会は、先般の世界金融危機から得られた教訓に対処するための包括的な対応(バーゼルⅢ)の一部として、銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準を公表しました。かかる基準による新たな規制は、現在の自己資本比率規制よりも厳しいものであり、平成25年から段階的に適用される予定です。

3 【経営上の重要な契約等】

- (1) 株式会社三菱東京UFJ銀行によるThe Royal Bank of Scotland Groupのプロジェクトファイナンス関連資産の取得に関する売買契約書の締結について

当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成22年12月17日にプロジェクトファイナンス関連資産の取得に関して、The Royal Bank of Scotland Groupとの間で売買契約書(Sales and Purchase Agreement)を締結いたしました。

取得資産はローン関連資産約33億ポンドであり、主にEMEA(ヨーロッパ、中東及びアフリカ)地域における資源・電力及びその他のインフラ関連プロジェクトに関するローンにより構成されています。また、上記ローン関連資産の取得に伴い、付随するデリバティブ取引に関する権利義務を主に当社の子会社である三菱UFJセキュリティーズインターナショナル(ロンドン)が取得することになります。

今後、ローン関連資産等の譲渡手続きは、関係者の合意等を前提として、平成23年半ばを目途におおむね完了する予定です。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 業績等の概要

①金融経済環境

当第3四半期連結会計期間の金融・経済環境ですが、海外は、アジア経済が内需拡大を背景に底堅く推移しましたが、米国経済は経済対策効果の一巡や製造業の生産調整から減速感の強い展開となりました。また欧州経済は、ドイツが景気堅調を示す一方、ギリシャやアイルランドなどの周縁国は景気低迷を続けました。この間、わが国の経済は、改善の動きが弱まり、足踏み状態となりました。輸出の軟化などから生産が減少を続けたほか、補助金制度終了に伴い自動車販売が大幅に落ち込みました。また、円高・株安の進行もあって先行きに対する不透明感が強まるなか、設備投資や雇用環境の回復も緩慢なものにとどまりました。

金融情勢については、米国では、FRBがデフレに対する警戒感を強め、大規模な追加金融緩和に踏み切りました。加えて、欧州で財政不安が継続したことも一因となり、円ドル相場は過去最高値目前まで円高が進行し、株価も下落基調を辿りました。こうしたなか日本銀行は、リスク性資産の買い入れ等の非伝統的な措置を含む「包括的な金融緩和策」を決定しました。その後、年末にかけては、米国で大型減税の延長が決定されたことなどから先行き不安感が後退し、株価や長期金利が上昇に転じたほか、円高にも一服感がみられるようになりました。また、この間、短期金利は日銀の金融緩和姿勢の強まりを反映して緩やかに低下しました。

②経営方針

グループ経営理念は、当社グループが経営活動を遂行するにあたっての最も基本的な姿勢を示した価値観であり、全ての活動の指針とするものです。経営戦略や経営計画の策定など、経営の意思決定のよりどころとし、また、全役職員の精神的支柱として、諸活動の基本方針としております。

具体的には以下のとおりですが、当社グループの持株会社、普通銀行、信託銀行および証券会社等は、グループ経営理念を各社の経営理念として採用し、グループ全体で遵守してまいります。

[グループ経営理念]

- (i) お客さまの信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルにお客さまの多様なニーズに対し、的確かつ迅速にお応えする。
- (ii) 新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取り組み、革新的かつ高品質な金融サービスを提供する。
- (iii) 法令やルールを厳格に遵守し、公明正大で透明性の高い経営を行い、広く社会からの信頼と信用を得る。
- (iv) たゆまぬ事業の発展と適切なリスク管理により、企業価値の向上を実現すると共に、適時・適切な企業情報の開示を行い、株主の信頼に応える。
- (v) 地域の発展に寄与すると共に、環境に配慮した企業活動を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。
- (vi) グループ社員が専門性を更に高め、その能力を発揮することができる、機会と職場を提供していく。

当社グループは、普通銀行・信託銀行・証券会社に加えて、トップクラスのカード会社・リース会社・消費者金融会社・資産運用会社・米国銀行(Union Bank, N.A.)などを傘下に擁する本格的な総合金融グループです。これらグループ会社が一体となり、お客さまのあらゆる金融ニーズに対して、最高水準の商品・サービスをご提供してまいります。「サービスNo.1」「信頼度No.1」「国際性No.1」を追求することで、お客さまや社会から強く支持される「世界屈指の総合金融グループ」を目指しています。

「サービスNo.1」

- ・当社グループは、総合金融グループとしての強みを活かし、お客さま一人ひとりのニーズに合った“MUFGならではの”の高い品質のサービスをご提供してまいります。
- ・リテール・法人・受託財産(資産運用・管理)を「主要3事業」と位置づけ、これら主要3事業で設置している連結事業本部を最大限活用し、業態の枠を超え、グループ一体となって、お客さまの多様なニーズにスピーディーかつきめ細かく対応してまいります。

「信頼度No.1」

- ・当社グループは、最も信頼いただける金融グループを目指し、財務健全性のさらなる向上、コンプライアンス(法令等遵守)の徹底、内部管理態勢の強化に努めます。また、お客さま満足度(CS)の向上、社会貢献活動、環境保全などを通じ、企業の社会的責任(CSR)を果たしてまいります。

「国際性No.1」

- ・当社グループは、邦銀随一のグローバルネットワーク、各国ビジネスに精通した豊富な人材など、グループの持つ強みを最大限活用し、「国際性No.1」の金融機関として、お客さまのグローバルに広がるニーズに的確・迅速に対応してまいります。

③当第3四半期連結会計期間の業績

当第3四半期連結会計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

当第3四半期連結累計期間の連結業務粗利益は、前第3四半期連結累計期間比426億円増加し、2兆7,325億円となりました。これは金利低下や貸出金減少に伴い資金利益が減少したものの、債券売却損益など市場関連収益が大幅に増加したことが主な要因です。

営業費は、当第3四半期連結会計期間においても、継続的にグループベースでの経費削減に取り組んだ結果、当第3四半期連結累計期間では前第3四半期連結累計期間比521億円減少の1兆5,118億円となり、連結業務純益は、前第3四半期連結累計期間比948億円増加し1兆2,206億円となりました。

与信関係費用総額は企業倒産の減少を背景に、貸倒引当金繰入額が大幅に減少したことから、当第3四半期連結累計期間では前第3四半期連結累計期間比3,789億円改善し、△2,488億円となりました。

また、株式等関係損益は株式等売却損益が減少したものの、株式等償却の負担が軽減したことから、前第3四半期連結累計期間比では37億円の悪化にとどまりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の四半期純利益は1,950億円、当第3四半期連結累計期間の四半期純利益は前第3四半期連結累計期間比3,347億円増加の5,518億円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前連結会計年度末比1兆4,646億円減少し202兆6,423億円、純資産が前連結会計年度末比272億円減少し11兆2,721億円となりました。

主要な勘定残高といたしましては、資産の部では、貸出金が前連結会計年度末比6兆5,783億円減少して78兆3,022億円、有価証券は、前連結会計年度末比1兆4,453億円増加して65兆4,098億円となりました。負債の部では、預金が前連結会計年度末比5兆1,330億円減少し118兆7,588億円となりました。

なお、金融再生法に基づく開示債権比率は、当中間連結会計期間末比0.04ポイント改善し、1.64%と低水準を維持しております。

当第3四半期連結会計期間における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

[経営成績の分析]

(単位：億円)	前第3四半期 連結累計期間 (A)	当第3四半期 連結累計期間 (B)	前第3四半期 連結累計期間比 (B-A)
連結業務粗利益(信託勘定償却前)	26,898	27,325	426
資金利益	16,511	14,964	△1,546
信託報酬	763	737	△25
役務取引等利益	7,171	7,054	△116
特定取引利益	1,984	1,725	△258
その他業務利益	468	2,842	2,373
営業費	15,640	15,118	△521
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前/信託勘定償却前)	11,258	12,206	948
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	△1,380	114	1,494
臨時損益(△は費用)	△6,317	△3,960	2,357
与信関係費用	△4,897	△2,664	2,233
うち貸出金償却	△1,904	△2,139	△235
うち個別貸倒引当金繰入額	△2,836	△526	2,309
株式等関係損益	△200	△238	△37
うち株式等売却益	1,093	472	△621
うち株式等売却損	△652	△300	351
うち株式等償却	△641	△410	231
持分法による投資損益	11	△29	△41
その他の臨時損益	△1,231	△1,028	203
経常利益	3,560	8,361	4,801
特別損益	89	198	108
税金等調整前四半期純利益	3,650	8,560	4,909
四半期純利益	2,170	5,518	3,347
与信関係費用総額(△は費用) *	△6,277	△2,488	3,789

(単位：億円)	当第1四半期 連結会計期間	当第2四半期 連結会計期間	当第3四半期 連結会計期間
連結業務粗利益(信託勘定償却前)	9,106	9,601	8,618
資金利益	5,016	5,076	4,871
信託報酬	240	264	232
役務取引等利益	2,242	2,500	2,311
特定取引利益	678	621	425
その他業務利益	927	1,138	775
営業費	5,151	5,037	4,929
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前/信託勘定償却前)	3,954	4,563	3,688
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	397	△72	△209
臨時損益(△は費用)	△1,360	△2,062	△537
与信関係費用	△1,100	△1,129	△434
うち貸出金償却	△601	△772	△766
うち個別貸倒引当金繰入額	△512	△355	342
株式等関係損益	11	△284	35
うち株式等売却益	262	126	83
うち株式等売却損	△33	△168	△98
うち株式等償却	△217	△242	50
持分法による投資損益	△82	4	49
その他の臨時損益	△188	△652	△186
経常利益	2,991	2,429	2,940
特別損益	△113	183	129
税金等調整前四半期純利益	2,877	2,612	3,070
四半期純利益	1,663	1,904	1,950
与信関係費用総額(△は費用)*	△703	△1,164	△620

(単位：億円)	前第1四半期 連結会計期間	前第2四半期 連結会計期間	前第3四半期 連結会計期間
連結業務粗利益(信託勘定償却前)	8,734	9,397	8,765
資金利益	5,552	5,599	5,359
信託報酬	243	280	238
役務取引等利益	2,333	2,598	2,239
特定取引利益	843	831	309
その他業務利益	△238	88	618
営業費	5,415	5,198	5,025
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前/信託勘定償却前)	3,318	4,198	3,740
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	△266	△281	△832
臨時損益(△は費用)	△1,689	△2,949	△1,678
与信関係費用	△1,632	△2,262	△1,002
うち貸出金償却	△529	△927	△447
うち個別貸倒引当金繰入額	△1,084	△1,218	△533
株式等関係損益	302	△168	△334
うち株式等売却益	384	389	318
うち株式等売却損	△26	△300	△325
うち株式等償却	△55	△258	△326
持分法による投資損益	4	12	△5
その他の臨時損益	△364	△530	△336
経常利益	1,363	967	1,229
特別損益	29	△216	276
税金等調整前四半期純利益	1,392	751	1,506
四半期純利益	759	650	761
与信関係費用総額(△は費用)*	△1,898	△2,544	△1,835

* 与信関係費用総額＝信託勘定与信関係費用(連結業務粗利益内)＋一般貸倒引当金繰入額＋与信関係費用(臨時損益内)＋偶発損失引当金戻入益(与信関連)(△は費用)

[財政状態の分析]

以下、(2行合算)は、株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社の単体数値の単純合算を示しております。

(i) 貸出金(含む信託勘定)

貸出金(含む信託勘定)は、国内店、海外店等の減少を主因に当中間連結会計期間末比9,488億円減少して78兆4,482億円となりました。

(単位：億円)	当中間連結 会計期間末 (A)	当第3四半期 連結会計期間末 (B)	当中間連結 会計期間末比 (B-A)
貸出金残高(含む信託勘定)	793,971	784,482	△9,488
うち国内店 (除くグループ銀行の持株会社宛貸出金)	617,481	613,409	△4,072
うち住宅ローン	174,172	173,358	△814
うち海外店	106,259	104,924	△1,335
うち国内子会社(アコム)	11,182	10,645	△537
うち国内子会社(三菱UFJニコス)	7,753	7,267	△486
うち海外子会社 (ユニオンバンク・コーポレーション)	42,413	39,800	△2,613

<参考> 金融再生法開示債権の状況(2行合算+信託勘定)

金融再生法に基づく開示債権比率は、当中間連結会計期間末比0.04ポイント改善し、1.64%となりました。

(単位：億円)	当中間連結 会計期間末 (A)	当第3四半期 連結会計期間末 (B)	当中間連結 会計期間末比 (B-A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,424	1,324	△99
危険債権	8,607	7,311	△1,296
要管理債権	4,127	5,012	884
開示債権合計(A)	14,159	13,648	△511
総与信合計(B)	834,152	827,841	△6,310
開示債権比率(A)/(B)	1.69%	1.64%	△0.04%

(ii) 預金(2行合算)

預金(2行合算)は、国内個人預金が増加しましたが、国内法人預金その他、海外店の減少により、当中間連結会計期間末比2兆9,702億円減少して112兆5,672億円となりました。

(単位：億円)	当中間連結 会計期間末 (A)	当第3四半期 連結会計期間末 (B)	当中間連結 会計期間末比 (B-A)
預金	1,155,374	1,125,672	△29,702
うち国内個人預金	632,907	644,289	11,381
うち国内法人預金その他	428,447	395,910	△32,537
うち海外店	88,175	79,997	△8,178

* 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(iii) 有価証券含み損益(その他有価証券評価差額)

国内株式の含み益が増加したものの、国内債券、その他有価証券の含み益が減少したことから、有価証券の含み損益(その他有価証券評価差額)は、当中間連結会計期間末比1,859億円減少して5,114億円となりました。

(単位：億円)	当中間連結 会計期間末 (A)	当第3四半期 連結会計期間末 (B)	当中間連結 会計期間末比 (B-A)
有価証券含み損益	6,973	5,114	△1,859
国内株式	879	3,308	2,429
国内債券	3,536	1,409	△2,127
その他	2,557	396	△2,161

[セグメント別の状況]

当第3四半期連結会計期間においては、(株)三菱東京UFJ銀行で1,614億円、三菱UFJ信託銀行(株)で258億円、コンシューマーファイナンス子会社で113億円の利益となりましたが、三菱UFJ証券ホールディングス(株)で10億円の損失となりました。

[国内・海外別収支]

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間の資金運用収支・信託報酬・役務取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は、国内が8,602億円で前年同期比275億円の増益、海外が1,872億円で前年同期比17億円の減益となった結果、国内及び海外の合計では8,618億円で前年同期比147億円の減益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結会計期間	494,666	134,955	93,677	535,944
	当第3四半期連結会計期間	515,041	119,651	147,537	487,155
うち資金運用収益	前第3四半期連結会計期間	623,203	195,217	137,963	680,457
	当第3四半期連結会計期間	617,837	184,321	189,149	613,010
うち資金調達費用	前第3四半期連結会計期間	128,536	60,262	44,285	144,512
	当第3四半期連結会計期間	102,795	64,670	41,611	125,854
信託報酬	前第3四半期連結会計期間	22,846	2,718	1,672	23,892
	当第3四半期連結会計期間	22,567	2,477	1,772	23,273
役務取引等収支	前第3四半期連結会計期間	225,323	41,598	42,976	223,945
	当第3四半期連結会計期間	224,722	40,066	33,591	231,197
うち役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	280,533	47,029	65,462	262,100
	当第3四半期連結会計期間	282,073	46,258	56,790	271,542
うち役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	55,209	5,431	22,485	38,155
	当第3四半期連結会計期間	57,350	6,192	23,199	40,344
特定取引収支	前第3四半期連結会計期間	38,369	△2,349	5,081	30,938
	当第3四半期連結会計期間	29,788	14,821	2,011	42,599
うち特定取引収益	前第3四半期連結会計期間	38,369	△1,239	6,191	30,938
	当第3四半期連結会計期間	29,887	15,745	3,034	42,599
うち特定取引費用	前第3四半期連結会計期間	—	1,109	1,109	—
	当第3四半期連結会計期間	99	924	1,023	—
その他業務収支	前第3四半期連結会計期間	51,487	12,023	1,639	61,871
	当第3四半期連結会計期間	68,083	10,183	681	77,586
うちその他業務収益	前第3四半期連結会計期間	90,194	40,633	20,836	109,990
	当第3四半期連結会計期間	127,341	23,199	2,827	147,713
うちその他業務費用	前第3四半期連結会計期間	38,706	28,609	19,197	48,119
	当第3四半期連結会計期間	59,257	13,015	2,145	70,126

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別役務取引の状況]

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が2,820億円の前年同期比15億円の増加、役務取引等費用が573億円の前年同期比21億円増加した結果、役務取引等収支は前年同期比6億円減少して2,247億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が462億円の前年同期比7億円の減少、役務取引等費用が61億円の前年同期比7億円増加した結果、役務取引等収支では、前年同期比15億円減少して400億円となりました。

この結果、国内及び海外の役務取引等収支合計では、前年同期比72億円増加して2,311億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	280,533	47,029	65,462	262,100
	当第3四半期連結会計期間	282,073	46,258	56,790	271,542
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	39,530	2,906	597	41,839
	当第3四半期連結会計期間	39,331	2,585	365	41,551
うちその他 商業銀行業務	前第3四半期連結会計期間	41,501	30,993	7,648	64,847
	当第3四半期連結会計期間	43,465	30,462	7,709	66,218
うち信託関連業務	前第3四半期連結会計期間	17,142	—	1,368	15,774
	当第3四半期連結会計期間	16,391	—	1,278	15,113
うち保証業務	前第3四半期連結会計期間	27,383	2,959	8,582	21,760
	当第3四半期連結会計期間	27,182	2,418	10,317	19,284
うち証券関連業務	前第3四半期連結会計期間	39,184	4,812	12,123	31,873
	当第3四半期連結会計期間	31,898	4,389	1,881	34,406
役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	55,209	5,431	22,485	38,155
	当第3四半期連結会計期間	57,350	6,192	23,199	40,344
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	8,476	340	293	8,523
	当第3四半期連結会計期間	9,090	326	34	9,383

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別特定取引の状況]

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間の国内の特定取引は、特定取引収益が298億円で前年同期比84億円の減少、特定取引費用が99百万円で前年同期比99百万円増加した結果、特定取引収支は前年同期比85億円減少して297億円となりました。海外の特定取引は、特定取引収益が157億円で前年同期比169億円の増加、特定取引費用が9億円で前年同期比1億円減少した結果、特定取引収支では、前年同期比171億円増加して148億円となりました。

この結果、国内及び海外の特定取引収支合計では、前年同期比116億円増加して425億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第3四半期連結会計期間	38,369	△1,239	6,191	30,938
	当第3四半期連結会計期間	29,887	15,745	3,034	42,599
うち商品有価証券収益	前第3四半期連結会計期間	24,902	1,057	—	25,960
	当第3四半期連結会計期間	12,338	△2,070	△21	10,289
うち特定取引有価証券収益	前第3四半期連結会計期間	422	△296	7	118
	当第3四半期連結会計期間	△886	△366	264	△1,517
うち特定金融派生商品収益	前第3四半期連結会計期間	10,314	△2,000	6,182	2,131
	当第3四半期連結会計期間	17,432	18,181	2,790	32,823
うちその他の特定取引収益	前第3四半期連結会計期間	2,728	△0	1	2,727
	当第3四半期連結会計期間	1,002	1	1	1,003
特定取引費用	前第3四半期連結会計期間	—	1,109	1,109	—
	当第3四半期連結会計期間	99	924	1,023	—
うち商品有価証券費用	前第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結会計期間	0	0	0	—
うち特定取引有価証券費用	前第3四半期連結会計期間	—	7	7	—
	当第3四半期連結会計期間	272	△7	264	—
うち特定金融派生商品費用	前第3四半期連結会計期間	—	1,101	1,101	—
	当第3四半期連結会計期間	△173	932	759	—
うちその他の特定取引費用	前第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第3四半期連結会計期間	—	△1	△1	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別預金残高の状況]

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	103,840,013	16,470,653	1,185,925	119,124,741
	当第3四半期連結会計期間	104,589,098	15,263,816	1,094,031	118,758,883
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	58,459,391	6,958,543	378,649	65,039,285
	当第3四半期連結会計期間	61,277,063	6,833,060	313,617	67,796,506
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	40,848,573	9,373,545	780,511	49,441,608
	当第3四半期連結会計期間	39,261,238	8,316,837	758,720	46,819,356
うちその他	前第3四半期連結会計期間	4,532,048	138,564	26,764	4,643,847
	当第3四半期連結会計期間	4,050,795	113,918	21,693	4,143,021
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	5,923,672	5,972,315	631,810	11,264,177
	当第3四半期連結会計期間	5,416,380	5,701,002	773,260	10,344,122
総合計	前第3四半期連結会計期間	109,763,685	22,442,969	1,817,735	130,388,919
	当第3四半期連結会計期間	110,005,478	20,964,818	1,867,291	129,103,005

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別貸出金残高の状況]

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年12月31日		平成22年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	67,501,551	100.00	62,276,681	100.00
製造業	10,230,217	15.16	9,194,546	14.77
建設業	1,330,448	1.97	1,073,097	1.72
卸売業、小売業	6,955,338	10.30	6,403,194	10.28
金融業、保険業	5,396,976	8.00	4,896,596	7.86
不動産業、物品賃貸業	11,670,936	17.29	10,959,643	17.60
各種サービス業	3,574,387	5.29	3,140,692	5.04
その他	28,343,246	41.99	26,608,910	42.73
海外及び特別国際金融取引勘定分	17,890,949	100.00	16,025,523	100.00
政府等	335,272	1.87	385,341	2.40
金融機関	2,659,541	14.87	2,650,515	16.54
その他	14,896,135	83.26	12,989,665	81.06
合計	85,392,501	—	78,302,204	—

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、コールマネー等の増加などにより、前第3四半期連結会計期間比6,545億円支出が増加して、4兆8,132億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入の増加などにより、前第3四半期連結会計期間比2兆2,035億円収入が増加して、4兆6,353億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入が減少したことなどにより、前第3四半期連結会計期間比1兆758億円支出が増加して、806億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高は前第3四半期連結会計期間末比2,569億円減少して3兆4,300億円となりました。

(3) 対処すべき課題

平成22年度は、平成21年度にスタートさせた中期経営計画の折り返しに当たり、危機対応として経営基盤を再構築するフェーズから、持続的成長を実現するフェーズへの橋渡しとなる重要な年でありま
す。一層の効率化に努めつつ健全性を維持した上で、一段の利益成長を目指すとともに、株主還元の充
実が図れるよう、以下を重点課題として取り組んでまいります。

(成長戦略の推進)

当社グループでは、上述の通り、リテール・法人・受託財産を「主要3事業」と位置づけ、持株会社
に設置した連結事業本部が業態の枠を超えてグループ総合力を発揮し、成長戦略を推進いたします。

リテール事業では、お客さまのライフステージに合わせて資産運用、相続・不動産、借入れなどの
様々なニーズにお応えする商品を提供してまいります。

法人事業では、モルガン・スタンレーとのグローバルな協働を推進し、国内の証券会社統合によるシ
ナジーの早期実現を目指すなど、CIB戦略を強力に推進します。また、欧米や成長期待の高いアジア
においてはM&A戦略を含めてビジネスの拡大を目指します。

受託財産事業では、グループ内連携や商品開発の強化を通じて受託残高の増強を図るとともに、グロ
ーバルな運用機関としてのプレゼンスの向上にも努めます。

グループ力を結集し、成長フェーズにおける収益力の強化を進めてまいります。

(経営基盤の強化)

経営基盤の強化についても、引き続きしっかりと進めてまいります。

本部組織の簡素化・業務の効率化を図ったうえで本部人員を削減し、営業現場や戦略分野に投入する
など、経費構造の一層の効率化に取り組んでまいります。

また、リスクリターン重視の観点から、引き続き保有株式の削減に努めるとともに、グループベース
で信用リスクのコントロールに努めます。

加えて、国際的な自己資本規制改革の動向も踏まえ、自己資本の適切な管理・運営に取り組み、円滑
な資金供給に努めてまいります。

(CSR経営の推進・ブランドの強化)

MUFGならではのサービスの提供によりお客さま満足度の向上を図るとともに、CSR(企業の社
会的責任)を重視した経営を実践してまいります。このため、当社グループの役職員一人ひとりが、
「お客さま起点」、「現場起点」で主体的に考え行動してまいります。

当社グループは、「地球環境問題への対応」、「次世代社会の担い手育成」の2つをCSR活動の重
点領域と定めています。特に環境問題については「MUFG環境に関する行動方針」を制定し、具体的
な取り組みを進めています。総合金融グループならではの視点に立ち、社会・環境面への取り組みに熱
心な企業・個人に必要な資金が供給されるようサポートしていくとともに、お客さまの社会貢献・環境
対策に直接結びつく商品・サービスの提供に努めてまいります。

今後とも、「サービスNo.1、信頼度No.1、国際性No.1」をモットーに、広く社会の皆さまから共感・
支持をいただけるMUFGブランドの維持・強化に努めてまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

第2四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当第3四半期連結会計期間中に完了したものは次のとおりであります。

(株三菱東京UFJ銀行)

	会社名	区分	設備の内容	完了年月
国内連結 子会社	(株三菱東京UFJ銀行)	新設	事務センター	平成22年11月
		更改	公金システムの再構築	平成22年12月
海外連結 子会社	UnionBanCal Corporation	新設・拡 充・改修	店舗の防犯強化設備等設置	平成22年10月

当第3四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

(株三菱東京UFJ銀行)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
国内連結 子会社	(株三菱東京 UFJ銀行)	—	—	新設・更改	営業店・セン ター事務シス テム高度化	22,722	2,487	自己資金	平成20年10月	平成24年8月

(注) 記載金額には、消費税等を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000,000
第三種優先株式	120,000,000
第1回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第2回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第3回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第4回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第1回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第2回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第3回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第4回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第1回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第2回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第3回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第4回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第十一種優先株式	1,000
計	33,920,001,000

- (注) 1 第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能株式総数は併せて400,000,000株を超えないものとする。
2 第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。
3 第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,150,894,620	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 (注)3 (注)4
第1回第五種優先株式	156,000,000	同左	—	(注)3 (注)5
第十一種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)	1,000	同左	—	(注)2 (注)3 (注)6
計	14,306,895,620	同左(注)1	—	—

(注) 1 提出日現在発行数には、平成23年2月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権（ストックオプション）の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 第十一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(1) 第十一種優先株式には取得価額の下方修正条項が付されており、普通株式の株価の下落により第十一種優先株式の取得価額が下方に修正された場合には、これにより当該優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加します。ただし、提出日現在の取得価額は、下記(3)に記載の下限取得価額である865円90銭であるため、以後取得価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することはありません。

(2) 取得価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

毎年7月15日(決定日)に終了する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)

② 修正の頻度

1年に1度(平成18年8月1日以降平成25年8月1日までの毎年8月1日)

(3) 取得価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 取得価額の下限

865円90銭

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限1,160株(提出日現在の普通株式の発行済株式総数の0.00%)

(4) 当社の決定による第十一種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

(5) 第十一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

3 財務政策上の柔軟性を確保するために、異なる内容の株式として普通株式および複数の種類の優先株式を発行しております。単元株式数は、普通株式および優先株式のそれぞれにつき100株であります。

4 議決権を有しております。

5 第1回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第五種優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき115円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)(ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、本優先株式1株につき43円とする。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき57円50銭の優先中

間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 取得条項

当社は、平成26年4月1日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

(6) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。

(7) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

6 第十一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第十一種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年5円30銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2円65銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。

(6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

① 取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成26年7月31日までとする。

② 取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り

上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。

③ 取得価額等の条件

イ 当初取得価額

当初取得価額は、918,700円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(決定日)に終了する、30取引日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日において、上記の計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれの算出金額が918,700円(下限取得価額)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。なお、修正計算期間において、下記ハに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記ハに準じて調整される。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算の結果取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成21年12月25日付で取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 865円90銭

調整後下限取得価額 865円90銭

(8) 一斉取得

平成26年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成26年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を平成26年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が802円60銭を下回るときは、1,000円を802円60銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成19年11月21日 取締役会決議	
第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	11,823
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,182,300
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成19年12月6日～平成49年12月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1株当たり1,033円 ② 資本組入額 1株当たり517円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三菱UFJ信託銀行株式会社の監査役については、当該会社の監査役としての地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。

	第3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成20年 6 月 27 日 取締役会決議	
	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	18, 049
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1, 804, 900
新株予約権の行使時の払込金額	株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年 7 月 15 日～平成50年 7 月 14 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1 株当たり924円 ② 資本組入額 1 株当たり462円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成21年 6月26日 取締役会決議	
第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)	
新株予約権の数(個)	40,157
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,015,700
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年7月14日～平成51年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1株当たり488円 ② 資本組入額 1株当たり244円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。

	第3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成22年 6 月 29 日 取締役会決議	
	第 3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	78,543
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,854,300
新株予約権の行使時の払込金額	株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数に乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成22年 7 月 16 日～平成52年 7 月 15 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	① 発行価格 1 株当たり367円 ② 資本組入額 1 株当たり184円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社または三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社または三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の監査役に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第十一種優先株式

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日(注)	128,100	14,306,895,620	37	2,137,476	37	2,137,493

(注) 新株予約権(ストックオプション)の行使によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

① 普通株式

当第3四半期会計期間において、普通株式の大株主の異動は把握しておりません。なお、大量保有報告書の写しの送付はありません。

② 第1回第五種優先株式

当第3四半期会計期間に異動はありません。

③ 第十一種優先株式

当第3四半期会計期間に異動はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第五種優先株式 156,000,000 第十一種優先株式 1,000	— —	1 [株式等の状況] の(1) [株式の総数等] に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 44,700	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 13,812,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,131,256,400	141,312,564	—
単元未満株式	普通株式 5,652,620	—	—
発行済株式総数	14,306,767,520	—	—
総株主の議決権	—	141,312,564	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、実質的に保有していない子会社名義の株式29,700株(議決権297個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	44,700	—	44,700	0.00
(相互保有株式) アコム株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目1番1号	12,197,200	—	12,197,200	0.08
三菱UFJ証券ホールディ ングス株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号	616,700	—	616,700	0.00
株式会社中京銀行	名古屋市中区栄 三丁目33番13号	286,700	—	286,700	0.00
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷 三丁目33番5号	285,000	—	285,000	0.00
株式会社大正銀行	大阪市中央区今橋 二丁目5番8号	274,400	—	274,400	0.00
モルガン・スタンレー MUFJ証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿 四丁目20番3号	114,000	—	114,000	0.00
アイ・アール債権回収 株式会社	東京都千代田区麹町 三丁目4番地	35,000	—	35,000	0.00
ヤマガタ食品株式会社	静岡県沼津市双葉町 9-11-13	3,800	—	3,800	0.00
計	—	13,857,500	—	13,857,500	0.09

(注) 株主名簿上は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社株式累積投資口、三菱UFJ証券株式会社(平成22年4月1日に三菱UFJ証券ホールディングス株式会社に商号変更)、三菱UFJニコス株式会社およびUFJつばさ証券株式会社(平成17年10月1日に三菱UFJ証券株式会社に商号変更、三菱UFJ証券株式会社は、平成22年4月1日に三菱UFJ証券ホールディングス株式会社に商号変更)の各名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が、それぞれ27,400株、900株、800株および600株あります。
なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	520	480	449	440	439	424	412	420	446
最低(円)	483	435	399	396	399	386	368	364	391

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておられません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	—	大森 京太	平成22年12月16日

(2) 役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役	取締役副社長 (代表取締役)	大森 京太	平成22年9月30日
取締役副社長 (代表取締役)	取締役	平野 信行	平成22年10月1日

第5 【経理の状況】

1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に定める分類に準じて記載しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純利益金額等については、「2 その他」に記載しております。

3 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）及び前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）の四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※2 6,964,699	※2 7,495,050
コールローン及び買入手形	308,801	482,546
買現先勘定	4,524,452	3,559,309
債券貸借取引支払保証金	4,047,234	5,770,044
買入金銭債権	2,808,602	2,967,002
特定取引資産	※2 21,794,413	※2 16,448,683
金銭の信託	360,149	362,789
有価証券	※6 65,409,851	※6 63,964,461
貸出金	※1 78,302,204	※1 84,880,603
外国為替	1,133,448	1,051,325
その他資産	7,172,203	6,416,721
有形固定資産	※3 1,334,340	※3 1,357,449
無形固定資産	※4 1,098,472	※4 1,152,606
繰延税金資産	563,313	646,495
支払承諾見返	7,962,202	8,889,771
貸倒引当金	△1,142,063	△1,337,922
資産の部合計	202,642,327	204,106,939
負債の部		
預金	118,758,883	123,891,946
譲渡性預金	10,344,122	11,019,571
コールマネー及び売渡手形	1,977,952	1,907,366
売現先勘定	10,929,162	11,843,211
債券貸借取引受入担保金	3,920,370	3,632,170
コマーシャル・ペーパー	113,995	196,929
特定取引負債	13,140,281	9,894,186
借入金	9,349,512	6,235,917
外国為替	848,597	704,233
短期社債	433,588	480,545
社債	6,304,570	7,022,868
信託勘定借	1,504,555	1,559,765
その他負債	5,244,563	4,933,405
賞与引当金	19,250	52,278
役員賞与引当金	608	751
退職給付引当金	60,072	61,821
役員退職慰労引当金	1,451	1,523
ポイント引当金	10,422	8,717
偶発損失引当金	209,558	239,224
特別法上の引当金	2,231	3,098
繰延税金負債	46,166	39,210
再評価に係る繰延税金負債	188,029	188,963
支払承諾	7,962,202	8,889,771
負債の部合計	191,370,148	192,807,479

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
資本金	2,137,476	2,136,582
資本剰余金	2,174,287	2,423,322
利益剰余金	4,767,452	4,405,512
自己株式	△6,442	△6,633
株主資本合計	9,072,773	8,958,783
その他有価証券評価差額金	207,812	403,490
繰延ヘッジ損益	56,650	92,402
土地再評価差額金	142,161	142,848
為替換算調整勘定	△353,201	△254,800
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	△31,496	△36,930
評価・換算差額等合計	21,927	347,011
新株予約権	6,654	6,451
少数株主持分	2,170,822	1,987,213
純資産の部合計	11,272,178	11,299,459
負債及び純資産の部合計	202,642,327	204,106,939

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
経常収益	3,774,914	3,490,055
資金運用収益	2,180,565	1,890,741
(うち貸出金利息)	1,450,599	1,205,785
(うち有価証券利息配当金)	455,848	469,717
信託報酬	76,348	73,794
役務取引等収益	834,643	825,459
特定取引収益	198,411	172,591
その他業務収益	319,463	418,145
その他経常収益	※1 165,482	※1 109,323
経常費用	3,418,884	2,653,902
資金調達費用	529,565	394,361
(うち預金利息)	241,967	160,138
役務取引等費用	117,542	120,015
その他業務費用	272,640	133,938
営業経費	1,636,501	1,558,439
その他経常費用	※2 862,634	※2 447,147
経常利益	356,029	836,153
特別利益	72,880	57,362
固定資産処分益	5,400	1,541
償却債権取立益	40,682	47,237
金融商品取引責任準備金取崩額	243	866
子会社株式売却益	13,828	—
その他の特別利益	12,725	7,717
特別損失	63,887	37,508
固定資産処分損	16,749	6,491
減損損失	10,350	5,231
のれん償却額	※3 27,918	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	24,437
その他の特別損失	8,868	1,348
税金等調整前四半期純利益	365,022	856,007
法人税、住民税及び事業税	73,033	83,488
法人税等還付税額	△17,037	—
法人税等調整額	42,623	194,404
法人税等合計	98,619	277,892
少数株主損益調整前四半期純利益		578,114
少数株主利益	49,333	26,285
四半期純利益	217,068	551,829

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	365,022	856,007
減価償却費	176,989	177,044
減損損失	10,350	5,231
のれん償却額	52,899	23,266
負ののれん償却額	△2,282	△1,193
負ののれん発生益	—	△517
持分法による投資損益(△は益)	△1,199	2,951
貸倒引当金の増減額(△は減少)	125,189	△181,169
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△1,074	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	△20,862	△32,689
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	338	△127
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△9,131	△266
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△267	△72
ポイント引当金の増減額(△は減少)	1,978	1,704
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△50,321	△28,219
資金運用収益	△2,180,565	△1,890,741
資金調達費用	529,565	394,361
有価証券関係損益(△)	△42,975	△190,328
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	3,750	357
為替差損益(△は益)	412,504	1,407,888
固定資産処分損益(△は益)	11,348	4,949
特定取引資産の純増(△)減	△895,794	△5,688,535
特定取引負債の純増減(△)	△244,106	3,421,826
約定済未決済特定取引調整額	327,220	△133,453
貸出金の純増(△)減	4,961,698	6,103,615
預金の純増減(△)	882,576	△4,657,223
譲渡性預金の純増減(△)	3,710,690	△647,423
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△1,690,293	3,024,381
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	△2,222,264	△166,126
コールローン等の純増(△)減	△1,403,534	△947,724
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	△714,629	1,695,417
コールマネー等の純増減(△)	708,156	△329,194
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)	10,049	△65,229
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△37,114	312,750
外国為替(資産)の純増(△)減	74,477	△82,191
外国為替(負債)の純増減(△)	140,817	144,262
短期社債(負債)の純増減(△)	46,060	△46,957
普通社債発行及び償還による増減(△)	111,998	△122,212
信託勘定借の純増減(△)	△151,674	△55,210
資金運用による収入	2,277,700	1,992,110
資金調達による支出	△549,630	△423,429
その他	153,216	22,587
小計	4,876,880	3,900,478

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
法人税等の支払額	△90,281	△95,230
法人税等の還付額	22,246	12,631
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,808,844	3,817,879
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△104,771,066	△85,863,220
有価証券の売却による収入	61,687,846	55,289,338
有価証券の償還による収入	36,938,194	27,354,956
金銭の信託の増加による支出	△785,054	△451,088
金銭の信託の減少による収入	797,899	420,287
有形固定資産の取得による支出	△91,538	△45,237
無形固定資産の取得による支出	△126,165	△107,424
有形固定資産の売却による収入	5,882	14,156
無形固定資産の売却による収入	992	122
事業譲受による支出	△4,267	△61,155
子会社株式の取得による支出	△285	△6,115
子会社株式の売却による収入	33,270	—
その他	—	△716
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,314,291	△3,456,097
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	78,000	128,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△315,500	△75,500
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	537,300	274,630
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△188,425	△738,015
株式の発行による収入	1,038,369	—
少数株主からの払込みによる収入	370,064	68
優先株式等の償還等による支出	△130,000	—
配当金の支払額	△149,614	△190,499
少数株主への配当金の支払額	△55,415	△66,081
少数株主への払戻による支出	△215	—
自己株式の取得による支出	△22	△250,023
自己株式の売却による収入	956	3
子会社の自己株式の取得による支出	△1,288	△1,318
子会社の自己株式の処分による収入	80	8
その他	1	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,184,288	△918,725
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,501	△123,322
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△325,659	△680,265
現金及び現金同等物の期首残高	4,032,013	4,110,281
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△19,418	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 3,686,935	※1 3,430,015

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>MMパートナーシップ他4社は、新規設立等により、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>Ariel CF 1 Limited他1社は、新規設立により、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>UFJ Preferred Capital 1 Limitedは、清算により消滅したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p> <p>エイビーパートナー株式会社他2社は、合併、清算により消滅したため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p> <p>MTBC 2号投資事業組合他5社は、清算、合併により消滅したため、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p> <p>三菱UFJ証券株式会社は、平成22年4月1日付で会社名を三菱UFJ証券ホールディングス株式会社に変更しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 233社</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社</p> <p>① 持分法適用関連会社の変更</p> <p>モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社他3社は、議決権の取得等により、第1四半期連結会計期間より持分法を適用しております。</p> <p>株式会社泉州銀行は、合併により消滅したため、第1四半期連結会計期間より持分法の対象から除いております。</p> <p>② 変更後の持分法適用関連会社の数 65社</p>

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)</p>
3 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間から企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。 これにより、「経常利益」は1,314百万円減少し、「税金等調整前四半期純利益」は25,817百万円減少しております。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間から企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第23号「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」(平成20年12月26日公表分 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>(四半期連結損益計算書関係) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)に基づく「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、中間連結会計期間末において算定した貸倒引当率等の合理的な基準を使用して計上しております。
3 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定しております。
4 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、中間連結会計期間末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を用いております。
5 経過勘定項目の算定方法	一部の経過勘定項目につきましては、合理的な算定方法による概算額で計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																				
<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">55,966百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">1,052,077百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">114,213百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">528,597百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">19,370百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">7,672,683百万円</td> </tr> </table> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">1,117,435百万円</p> <p>※4 のれん及び負ののれんは相殺し、無形固定資産に含めて表示しております。なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">496,844百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">27,852百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">468,991百万円</td> </tr> </table> <p>5 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,048,798百万円であります。</p> <p>※6 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,314,133百万円であります。</p>	破綻先債権額	55,966百万円	延滞債権額	1,052,077百万円	3ヵ月以上延滞債権額	114,213百万円	貸出条件緩和債権額	528,597百万円	現金預け金	19,370百万円	特定取引資産	7,672,683百万円	のれん	496,844百万円	負ののれん	27,852百万円	純額	468,991百万円	<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">113,104百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">1,212,609百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">29,175百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">411,137百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">14,788百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">5,520,858百万円</td> </tr> </table> <p>上記には、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として差し入れている現金預け金12,625百万円、特定取引資産292,298百万円を含めて記載しております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産4,024,825百万円を含めて記載しております。</p> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">1,092,746百万円</p> <p>※4 のれん及び負ののれんは相殺し、無形固定資産に含めて表示しております。なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">541,562百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">29,046百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">512,515百万円</td> </tr> </table> <p>5 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,086,286百万円、貸付信託41,774百万円であります。</p> <p>※6 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,552,623百万円であります。</p>	破綻先債権額	113,104百万円	延滞債権額	1,212,609百万円	3ヵ月以上延滞債権額	29,175百万円	貸出条件緩和債権額	411,137百万円	現金預け金	14,788百万円	特定取引資産	5,520,858百万円	のれん	541,562百万円	負ののれん	29,046百万円	純額	512,515百万円
破綻先債権額	55,966百万円																																				
延滞債権額	1,052,077百万円																																				
3ヵ月以上延滞債権額	114,213百万円																																				
貸出条件緩和債権額	528,597百万円																																				
現金預け金	19,370百万円																																				
特定取引資産	7,672,683百万円																																				
のれん	496,844百万円																																				
負ののれん	27,852百万円																																				
純額	468,991百万円																																				
破綻先債権額	113,104百万円																																				
延滞債権額	1,212,609百万円																																				
3ヵ月以上延滞債権額	29,175百万円																																				
貸出条件緩和債権額	411,137百万円																																				
現金預け金	14,788百万円																																				
特定取引資産	5,520,858百万円																																				
のれん	541,562百万円																																				
負ののれん	29,046百万円																																				
純額	512,515百万円																																				

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益109,341百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額421,003百万円及び貸出金償却190,458百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「のれん償却額」は、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(平成10年5月12日 日本公認会計士協会)第32項の規定に基づきのれんを償却したものであります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益47,234百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却213,991百万円を含んでおります。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年12月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>8,446,544百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td><u>△4,759,609百万円</u></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>3,686,935百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	8,446,544百万円	定期性預け金及び譲渡性預け金	<u>△4,759,609百万円</u>	現金及び現金同等物	3,686,935百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年12月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>6,964,699百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td><u>△3,534,683百万円</u></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>3,430,015百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	6,964,699百万円	定期性預け金及び譲渡性預け金	<u>△3,534,683百万円</u>	現金及び現金同等物	3,430,015百万円
現金預け金勘定	8,446,544百万円												
定期性預け金及び譲渡性預け金	<u>△4,759,609百万円</u>												
現金及び現金同等物	3,686,935百万円												
現金預け金勘定	6,964,699百万円												
定期性預け金及び譲渡性預け金	<u>△3,534,683百万円</u>												
現金及び現金同等物	3,430,015百万円												

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

		当第3四半期連結会計期間末株式数
発行済株式		
普通株式		14,150,894
第1回第五種優先株式		156,000
第十一種優先株式		1
合計		14,306,895
自己株式		
普通株式		9,389
合計		9,389

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分		新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
当社	新株予約権 (自己新株予約権)	—	(—)	(—)
	ストック・オプションと しての新株予約権	—	—	6,649
連結子会社 (自己新株予約権)		—	—	4 (—)
合計		—	—	6,654 (—)

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	84,887	6	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金
	第一回第三種 優先株式	3,000	30	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金
	第1回第五種 優先株式	8,970	57.5	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金
	第十一種 優先株式	0	2.65	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金
平成22年11月15日 取締役会	普通株式	84,904	6	平成22年9月30日	平成22年12月8日	利益剰余金
	第1回第五種 優先株式	8,970	57.5	平成22年9月30日	平成22年12月8日	利益剰余金
	第十一種 優先株式	0	2.65	平成22年9月30日	平成22年12月8日	利益剰余金

なお、配当金の総額のうち、157百万円は、連結子会社への支払であります。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード・ 貸金業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	2,501,098	388,247	299,855	462,760	122,953	3,774,914	—	3,774,914
(2) セグメント間の 内部経常収益	82,542	20,311	26,033	11,948	218,437	359,273	(359,273)	—
計	2,583,640	408,559	325,888	474,709	341,390	4,134,188	(359,273)	3,774,914
経常利益 (△は経常損失)	251,752	58,627	50,418	△18,751	221,889	563,936	(207,907)	356,029

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が計上した関係会社からの受取配当金194,485百万円が含まれております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	2,925,135	410,661	7,493	224,743	206,881	3,774,914	—	3,774,914
(2) セグメント間の 内部経常収益	56,621	27,604	79,035	32,127	26,199	221,589	(221,589)	—
計	2,981,756	438,265	86,529	256,871	233,080	3,996,503	(221,589)	3,774,914
経常利益 (△は経常損失)	189,003	△15,337	53,404	60,607	72,605	360,283	(4,253)	356,029

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

【海外経常収益】

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	849,779
II 連結経常収益	3,774,914
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	22.5

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは傘下に普通銀行・信託銀行・証券会社に加え、トップクラスのカード会社・消費者金融会社等を擁し、本格的な総合金融サービス業を展開しております。また、リテール・法人・受託財産を主要3事業とする連結事業本部制度を導入し、業態の枠を超えてグループ総合力を発揮し、付加価値の高い金融商品・サービスをタイムリーに提供する連結経営を展開しております。

当社グループは傘下の各エンティティと連結事業本部を基礎とする複数のセグメント区分を有するマトリクス組織を採用することから、将来のキャッシュ・フロー予測を適切に評価いただくため、異なる業界・規制環境下にある以下の主要エンティティ（連結ベース）を報告セグメントとしております。

㈱三菱東京UFJ銀行：銀行業務

三菱UFJ信託銀行㈱：銀行業務・信託業務

三菱UFJ証券ホールディングス㈱：証券業務

コンシューマーファイナンス子会社：クレジットカード業務・貸金業務

(注) コンシューマーファイナンス子会社には、三菱UFJニコス㈱及びアコム㈱が含まれております。

2 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	㈱三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行㈱	三菱UFJ証券ホールディングス㈱	コンシューマーファイナンス子会社	その他	計	調整額	四半期連結損益計算書計上額
経常収益								
外部顧客に対する経常収益	2,342,654	417,270	231,409	392,668	106,052	3,490,055	—	3,490,055
セグメント間の内部経常収益等	61,367	19,055	16,884	16,401	373,001	486,710	△486,710	—
計	2,404,022	436,326	248,294	409,070	479,054	3,976,766	△486,710	3,490,055
セグメント利益(△は損失)	485,071	65,567	18,395	△39,582	349,151	878,604	△326,774	551,829

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」には、当社、三菱UFJ投信㈱等が含まれております。

3 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去等△308,024百万円、三菱UFJ証券ホールディングス㈱の組織再編に伴う損益△26,816百万円、及び各セグメントに配分していない持分法投資損益・のれん及び負のれん償却額・税金費用・少数株主損益が8,066百万円含まれております。

4 「その他」におけるセグメント利益には、当社が計上した関係会社からの受取配当金333,351百万円が含まれております。

5 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間から企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(平成21年3月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月21日 企業会計基準委員会)を適用しております。

(金融商品関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

I 当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日現在)

科目	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
コールローン及び買入手形	308,801	308,801	—
コマーシャル・ペーパー	113,995	113,995	—
借入金	9,349,512	9,395,835	46,322

(注) 1 コールローン及び買入手形、コマーシャル・ペーパーの時価の算定方法

これらは、約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

2 借入金の時価の算定方法

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

(追加情報)

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き、当第3四半期連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

II 前連結会計年度末(平成22年3月31日現在)

科目	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
コールローン及び買入手形	482,546	482,546	—
コマーシャル・ペーパー	196,929	196,929	—
借入金	6,235,917	6,268,532	32,614

(注) 1 コールローン及び買入手形、コマーシャル・ペーパーの時価の算定方法

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

2 借入金の時価の算定方法

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

(有価証券関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

I 当第3四半期連結会計期間末

四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成22年12月31日現在）

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
債券	1,174,882	1,186,650	11,768
国債	947,348	956,818	9,470
地方債	28,684	28,951	267
社債	198,849	200,881	2,031
その他	2,046,557	2,088,510	41,953
外国債券	1,065,384	1,066,303	918
その他	981,172	1,022,207	41,035
合計	3,221,439	3,275,161	53,722

2 その他有価証券で時価のあるもの（平成22年12月31日現在）

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	3,398,623	3,729,474	330,851
債券	44,107,688	44,248,634	140,945
国債	39,957,125	40,038,837	81,711
地方債	195,332	203,111	7,778
社債	3,955,230	4,006,685	51,455
その他	13,602,658	13,642,267	39,608
外国株式	197,320	269,112	71,791
外国債券	11,508,003	11,549,299	41,296
その他	1,897,334	1,823,855	△73,478
合計	61,108,970	61,620,376	511,406

(注) 1 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当第3四半期連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

2 上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額は4,095百万円(費用)であります。

II 前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	債券	1,240,439	1,260,508	20,068
	国債	977,342	993,314	15,972
	地方債	42,348	42,933	585
	社債	220,748	224,259	3,511
	その他	1,766,370	1,830,882	64,512
	外国債券	694,855	703,247	8,391
	その他	1,071,515	1,127,635	56,120
	小計	3,006,810	3,091,391	84,580
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	410,985	409,188	△1,796
	外国債券	327,130	325,476	△1,653
	その他	83,855	83,712	△142
	小計	410,985	409,188	△1,796
合計		3,417,795	3,500,580	82,784

2 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	2,763,694	1,779,877	983,817
	債券	21,054,440	20,880,506	173,933
	国債	17,401,873	17,288,254	113,618
	地方債	267,821	259,673	8,148
	社債	3,384,744	3,332,578	52,166
	その他	8,038,084	7,796,893	241,191
	外国株式	281,904	208,097	73,806
	外国債券	7,308,743	7,175,905	132,837
	その他	447,437	412,889	34,547
	小計	31,856,219	30,457,277	1,398,942
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	1,513,668	1,815,714	△302,045
	債券	22,322,252	22,379,076	△56,824
	国債	21,346,172	21,379,879	△33,706
	地方債	13,077	13,144	△67
	社債	963,001	986,052	△23,050
	その他	4,714,220	4,941,586	△227,365
	外国株式	669	896	△227
	外国債券	3,393,843	3,449,404	△55,560
	その他	1,319,708	1,491,286	△171,578
	小計	28,550,141	29,136,377	△586,235
合計	60,406,360	59,593,654	812,706	

(注) 上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額は14,165百万円(費用)であります。

(金銭の信託関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

I 当第3四半期連結会計期間末

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
その他の金銭の信託	306,518	306,848	330

II 前連結会計年度末

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	313,259	312,767	492	492	0

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

I 当第3四半期連結会計期間末

(1) 通貨関連取引(平成22年12月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	47,442	202	202
店頭	通貨スワップ	28,184,212	△98,174	△98,174
	為替予約	60,947,219	△228,050	△228,050
	通貨オプション	15,021,214	319,402	381,124
合計		—————	△6,620	55,101

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 株式関連取引(平成22年12月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	757,384	△5,103	△5,103
	株式指数オプション	503,005	342	△2,936
店頭	有価証券店頭オプション	781,065	△16,956	△3,485
	有価証券店頭指数等スワップ	191,657	3,982	3,982
	有価証券店頭指数等先渡取引	3,102	△110	△110
合計		—————	△17,845	△7,654

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 債券関連取引(平成22年12月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	2,178,664	1,956	1,956
	債券先物オプション	742,413	1,140	△664
店頭	債券店頭オプション	1,060,411	△713	487
	債券先渡契約	4,074	△31	△31
	債券店頭スワップ	135,000	△2,928	△2,928
合計		—————	△576	△1,180

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 商品関連取引(平成22年12月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物	149,801	△62	△62
	商品オプション	276,590	7,115	8,339
店頭	商品スワップ	786,094	35,822	35,822
	商品オプション	1,939,892	△2,066	△2,617
合計		—————	40,809	41,482

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

(5) クレジットデリバティブ取引(平成22年12月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	7,000,371	5,396	5,396
	トータル・レート・オブ・リターン・スワップ	5,656	6	6
合計		—————	5,402	5,402

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

(6) その他(平成22年12月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	5	△1	1
	地震デリバティブ	16,021	△614	△614
合計		—————	△615	△613

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

II 前連結会計年度末

(1) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	売建	23,621	—	147	147
		買建	11,292	—	△18	△18
店頭	通貨スワップ		29,938,521	24,646,597	△56,671	△56,671
	為替予約	売建	21,980,871	418,810	△88,063	△88,063
		買建	38,977,196	1,139,008	4,128	4,128
	通貨オプション	売建	8,995,119	4,765,173	△432,895	△13,795
		買建	8,385,822	4,615,271	612,234	285,118
	合計			—	—	38,859

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	売建	589,812	—	△47,820	△47,820
		買建	63,922	—	828	828
	株式指数オプション	売建	187,032	49,371	△12,491	1,221
		買建	225,035	42,955	11,853	△2,523
店頭	有価証券店頭オプション	売建	406,087	232,602	△44,961	△3,572
		買建	261,416	141,348	31,136	2,332
	有価証券店頭指数等スワップ	株価指数変化率受取・金利支払	124,539	123,337	△7,165	△7,165
		金利受取・株価指数変化率支払	57,108	52,218	7,011	7,011
	有価証券店頭指数等先渡取引	売建	3,931	—	△289	△289
		買建	3,809	—	283	283
	合計			—	—	△61,615

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	売建	1,042,629	147,298	3,504	3,504
		買建	923,675	63,767	△1,265	△1,265
	債券先物 オプション	売建	323,792	12,501	△773	264
		買建	267,103	67,779	937	4
店頭	債券店頭 オプション	売建	378,429	327,849	△720	1,730
		買建	197,338	151,699	354	89
	債券店頭 スワップ	受取変動・ 支払固定	3,000	3,000	△55	△55
		受取変動・ 支払変動	132,000	132,000	△2,781	△2,781
合計			—————	—————	△799	1,492

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	商品先物	売建	40,278	18,626	△3,401	△3,401
		買建	82,247	32,618	6,076	6,076
	商品オプション	売建	58,297	23,057	△2,295	1,242
		買建	36,540	16,161	3,950	31
店頭	商品スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	327,855	178,505	△54,619	△54,619
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	261,089	165,355	109,097	109,097
	商品オプション	売建	278,104	129,442	△28,050	△26,100
		買建	284,245	127,766	24,408	22,728
合計			—————	—————	55,165	55,054

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、国際石油取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
- 3 商品は主に石油に係るものであります。

(5) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,803,392	2,963,381	13,017	13,017
		買建	4,042,004	2,898,065	△7,568	△7,568
	トータル・レ ート・オブ・ リターン・ス ワップ	売建	—	—	—	—
		買建	25,701	—	△8,799	△8,799
合計			—	—	△3,350	△3,350

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(6) その他(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	19	—	△1	△0
		買建	—	—	—	—
	地震 デリバティブ	売建	8,694	8,694	△923	△923
		買建	8,694	8,694	21	21
合計			—	—	△903	△902

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

ストック・オプション等関係について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	615円54銭	1株当たり純資産額	612円5銭

2 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	17円47銭	1株当たり四半期純利益金額	38円38銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	17円46銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	38円30銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	217,068	551,829
普通株主に帰属しない金額	百万円	11,970	8,970
うち優先配当額	百万円	11,970	8,970
普通株式に係る四半期純利益	百万円	205,098	542,859
普通株式の期中平均株式数	千株	11,736,827	14,140,663
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	△3	△785
うち優先配当額	百万円	0	0
うち連結子会社等の潜在株式による調整額	百万円	△3	△785
普通株式増加数	千株	8,215	12,627
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
(優先出資証券の償還)	
当社は、平成22年11月15日開催の取締役会において、当社の子会社である海外特別目的会社の発行した優先出資証券について、全額償還することを承認する決議を行い、平成23年1月25日付で全額償還いたしました。	
なお、償還した優先出資証券の概要は以下のとおりです。	
発行体	MTFG Capital Finance Limited
証券の種類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する
償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる
配当	年2.52%(平成28年1月まで固定) 平成28年1月以降は変動金利
発行総額	1,650億円
払込日	平成17年8月24日
償還対象総額	1,650億円
償還金額	1証券につき1,000万円(払込金額相当額)

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

前連結会計年度の末日に比して記載すべき著しい変動は認められません。

2 【その他】

(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純利益金額等

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純利益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

① 損益計算書

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
経常収益	1,156,480	1,120,576
資金運用収益	680,457	613,010
(うち貸出金利息)	447,075	384,070
(うち有価証券利息配当金)	151,079	159,255
信託報酬	23,892	23,273
役務取引等収益	262,100	271,542
特定取引収益	30,938	42,599
その他業務収益	109,990	147,713
その他経常収益	※1 49,101	※1 22,438
経常費用	1,033,498	826,476
資金調達費用	144,552	125,885
(うち預金利息)	68,571	46,402
役務取引等費用	38,155	40,344
その他業務費用	48,119	70,126
営業経費	524,771	506,538
その他経常費用	※2 277,899	※2 83,581
経常利益	122,982	294,099
特別利益	36,174	16,782
固定資産処分益	69	305
償却債権取立益	15,877	13,530
金融商品取引責任準備金取崩額	△ 1	△ 2
子会社株式売却益	13,828	-
その他の特別利益	6,400	2,948
特別損失	8,509	3,873
固定資産処分損	2,400	2,157
減損損失	253	377
その他の特別損失	5,855	1,338
税金等調整前四半期純利益	150,647	307,009
法人税、住民税及び事業税	22,791	35,824
法人税等還付税額	△ 946	-
法人税等調整額	34,181	57,247
法人税等合計	56,025	93,072
少数株主損益調整前四半期純利益		213,936
少数株主利益	18,501	18,883
四半期純利益	76,119	195,053

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※1 「その他経常収益」には、「株式等売却益」31,884百万円を含んでおります。	※1 「その他経常収益」には、株式等売却益8,321百万円及びリース業を営む連結子会社に係る受取リース料等5,272百万円を含んでおります。
※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額135,370百万円を含んでおります。	※2 「その他経常費用」には、貸出金償却76,666百万円を含んでおります。

② セグメント情報等

(事業の種類別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード・ 貸金業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	769,726	128,995	78,348	145,096	34,313	1,156,480	—	1,156,480
(2) セグメント間の 内部経常収益	27,147	5,584	14,721	5,127	104,049	156,630	(156,630)	—
計	796,873	134,579	93,070	150,224	138,362	1,313,110	(156,630)	1,156,480
経常利益 (△は経常損失)	104,835	20,751	10,990	△8,565	105,073	233,085	(110,103)	122,982

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

(所在地別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	920,463	118,929	1,203	56,270	59,613	1,156,480	—	1,156,480
(2) セグメント間の 内部経常収益	15,564	8,470	27,780	8,537	7,619	67,972	(67,972)	—
計	936,028	127,399	28,984	64,808	67,232	1,224,452	(67,972)	1,156,480
経常利益	55,856	11,446	20,108	16,733	22,798	126,943	(3,961)	122,982

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

(海外経常収益)

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	236,016
II 連結経常収益	1,156,480
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	20.4

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

(セグメント情報)

1 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	㈱三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行(㈱)	三菱UFJ証券ホールディングス(㈱)	コンシューマーファイナンス子会社	その他	計	調整額	四半期連結損益計算書計上額
経常収益								
外部顧客に対する経常収益	731,146	148,314	78,624	129,030	33,461	1,120,576	—	1,120,576
セグメント間の内部経常収益等	17,361	5,347	4,819	5,849	152,322	185,700	△185,700	—
計	748,507	153,662	83,443	134,879	185,783	1,306,276	△185,700	1,120,576
セグメント利益(△は損失)	161,418	25,814	△1,034	11,386	122,859	320,444	△125,390	195,053

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」には、当社、三菱UFJ投信(株)等が含まれております。

3 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去等△121,072百万円、及び各セグメントに配分していない持分法投資損益・のれん及び負ののれん償却額・税金費用・少数株主損益が△4,318百万円含まれております。

4 「その他」におけるセグメント利益には、当社が計上した関係会社からの受取配当金146,036百万円が含まれております。

5 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と調整を行っております。

③ 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	6円38銭	1株当たり四半期純利益金額	13円79銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	6円37銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	13円77銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	76,119	195,053
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
うち優先配当額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	76,119	195,053
普通株式の期中平均株式数	千株	11,930,295	14,141,368
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	△1	△46
うち連結子会社等の潜在株式による調整額	百万円	△1	△46
普通株式増加数	千株	9,995	14,947
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(2) 中間配当（会社法第454条第5項に定める剰余金の配当）

平成22年11月15日開催の取締役会において、当社定款第14条及び第50条の規定に基づき、第6期の中間配当金につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金の総額	93,874百万円
1株当たりの中間配当金	
普通株式	6円
優先株式	
第1回第五種優先株式	57円50銭
第十一種優先株式	2円65銭
効力発生日及び支払開始日	平成22年12月8日（水）

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野中俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野中俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永 易 克 典

【最高財務責任者の役職氏名】 専務取締役 齋 藤 広 志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長永易克典及び当社最高財務責任者斎藤広志は、当社の第6期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)の四半期報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。

2 【特記事項】

当社は、平成23年2月10日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。